

## 令和3年第2回定例会（第2号）

令和3年6月8日（火曜日）午前10時00分開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問  
日程第 3 議案第10号 七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について  
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 6 議案第28号 七飯町大沼ネイチャーセンター条例の制定について  
日程第 7 議案第29号 七飯町税条例の一部改正について  
日程第 8 議案第30号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 9 議案第31号 七飯町手数料条例の一部改正について  
日程第10 議案第32号 七飯町介護保険条例の一部改正について  
日程第11 議案第33号 財産の取得について  
日程第12 議案第34号 冬トピア団地91-1棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について  
日程第13 議案第35号 令和3年度七飯町一般会計補正予算（第3号）  
追加日程第1 報告第 2号 令和2年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について  
追加日程第2 報告第 3号 令和2年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
追加日程第3 報告第 4号 令和2年度七飯町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について  
追加日程第4 発議案第 4号 地方財政の充実・強化に関する意見書  
追加日程第5 発議案第 5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書  
追加日程第6 閉会中の委員会活動の承認について

### ○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長 谷 川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

---

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	民 生 部 長	杉 原 太
総務部長事務取扱			
経 済 部 長	青 山 芳 弘	総務部総務財政課長	青 山 栄久雄
総務部情報防災課長	若 山 みつる	総務部政策推進課長	中 村 雄 司
総務部 税 務 課 長	柴 田 憲	会 計 課 長	関 口 順 子
民生部 住 民 課 長	清 野 真 里	民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和
民生部 福 祉 課 長	村 山 徳 收	民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛
経済部商工観光課長	福 川 晃 也	経済部農林水産課長	村 上 宏 樹
経済部 土 木 課 長	佐々木 陵 二	経済部都市住宅課長	川 島 篤 実
経済部上下水道課長	笠 原 泰 之		

---

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

---

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	倍 楼 司
兼学校給食センター長			
生涯教育課長	竹 内 圭 介	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

---

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 青 山 栄久雄

---

○本会議の書記

事 務 局 長	広 部 美 幸	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

1 3 番	川 村 主 税	1 4 番	中 川 友 規
-------	---------	-------	---------

午前10時00分 開議

---

開 議 宣 告

---

○議長（木下 敏） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

---

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

13番 川村主税議員

14番 中川友規議員

以上2議員を指名いたします。

---

日程第2

一般質問

---

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、今回4問用意させていただきました。

1問目から、北海道新幹線並行在来線の存続・廃止等に関する最近の報道について。

2030年度末に札幌まで北海道新幹線が延伸されると並行在来線はJR北海道から経営が分離されることになっており、その並行在来線の在り方については、北海道と沿線15自治体の代表者で構成する北海道新幹線並行在来線対策協議会にて協議が行われている。

今年の3月にNHKと北海道新聞がそれぞれ道南の沿線7自治体に対してアンケート調査を行ったとして報道された。大半の自治体が様子見の状況（現時点で判断できない、との回答）の中で、

七飯町と長万部町の二つの自治体がNHKでは廃止も検討、北海道新聞では一部区間の廃止もやむを得ないと回答したとしている。については、並行在来線の在り方に対する考え方等について伺いたい。

1点目、マスコミ報道はとかく一部を切り取り、強調されて報道されがちである。については、このときの報道のNHKと北海道新聞の質問と、それに対する回答はどのようなものであったのか。また、報道は七飯町の考え方を正しく伝えたものとなっているか。七飯町の回答の真意はどの辺にあったのか。

2点目、道と沿線15自治体の代表者で構成する北海道新幹線並行在来線対策協議会の位置づけと、今後のスケジュール感等はどうか。

3点目、七飯町の回答について町民の思いや意見は反映されているのか。民意のくみ上げはどのようになされたのか。

4点目、住民の利便性、費用負担等難しい問題を含んでいるが、今後の町の意見集約等をどのように検討していく予定か。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 北海道新幹線並行在来線に関して御答弁申し上げます。

まず、1点目のNHKと北海道新聞の質問とそれに対する回答でございますが、NHKにつきましては、並行在来線沿線自治体各首長への御自身の現状の考えを伺いたいという趣旨で質問が幾つかございました。

主な内容として、北海道と本州を結ぶ貨物列車の大動脈である長万部・函館間では、鉄道そのものは維持される見通しですが、旅客輸送の並行在来線について現在の考えに近いものを三つの選択肢から選択するものであり、その選択肢としては、一つ目が存続が望ましい、二つ目が廃止も検討、三つ目が判断できないとあり、この三つの中から廃止も検討を選択しております。

また、その理由について記述することとされており、回答をそのまま読み上げさせていただきます。

長万部・函館間については、初めから存続ありきの議論ではなく、住民の足を確保することを前提としながら、いかにしてより利便性の高い公共交通を提供していくかという観点から、廃止、バス転換も検討していく必要があると考える。

特に、駅間の距離が長い鉄道に比べて、近距離でもより住民ニーズを反映した場所に停留所を設置することができるバスは、住民にとってより利便性の高い交通手段となる可能性もあると考えるので、北海道新幹線並行在来線対策協議会で実施している各種調査の結果も参考にしながら、聖域を設けずに議論をする必要があると考えると回答しております。

次に、北海道新聞の質問と回答につきましては、並行在来線に関する首長アンケートとして、首長の現時点の考えを伺いたいというもので、幾つか質問がございました。

新幹線札幌延伸時に経営分離される並行在来線（旅客）の存廃についてどう考えるかの問いに対して五つの選択肢から選択するものであり、その選択肢としては、一つ目、全区間存続が望ましい。二つ目、一部区間の廃止もやむを得ない。三つ目、全区間の廃止もやむを得ない。四つ目、現時点で判断できない。五つ目、その他の五つの中から、一部区間の廃止もやむを得ないを選択しております。

その選択した理由としては、先ほど申し上げたNHKの回答内容と同様に回答しております。

NHKの報道では、廃止という言葉が強く印象に残る内容で一部分のみがクローズアップされている部分は否めませんが、北海道新聞では函館長万部間について、より利便性の高い公共交通を提供する観点でバス転換も検討する必要があるとし、鉄道ありきではなくバス転換の方法も一つの選択肢として検討していく必要があるという趣旨で報道されております。

アンケートの回答の趣旨は、あくまで鉄道の廃止を目的に検討を進めるといったことではなく、バス転換の検討も最初から削除することなく、一つの選択肢として残す必要があるということを申し上げている内容でございます。

次に、2点目の協議会の位置づけと今後のスケ

ジュールについてですが、協議会は北海道新幹線新函館北斗・札幌間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される函館線函館・小樽間沿線の地域交通の確保に係る検討及び新幹線整備に伴う地域課題への対応に関する協議を目的としております。

所掌事項は、並行在来線沿線の地域交通の確保方策の調査研究、並行在来線沿線の地域交通の確保に係る基本的方向の決定、新幹線整備に伴う地域課題への対応などとなっております。

北海道知事と沿線15市町の首長の16名で構成され、座長は北海道知事となっております。協議会を円滑に運営するためブロック会議を設置しており、長万部・小樽間は後志ブロック会議とし、函館・長万部間を渡島ブロック会議としております。

今後のスケジュールについてですが、今年4月26日に函館・長万部間を協議する渡島ブロック会議が開催され、函館線函館・長万部間の経営分離後における地域交通の確保方策について、一定の前提条件を設定し、第3セクター鉄道やバス運行に係る収支予測が示されたところであります。

今後、交通事業者と協議を行いながら調査結果を精査するとともに、地域交通の確保方策について、将来における沿線自治体の負担を含め、様々な角度から検討を進めていくこととなっております。

次回の渡島ブロック会議は9月に開催を予定しているところです。

次に、3点目の回答における町民の思いや意見の反映についてですが、首長アンケートでございますので、町長の考え方を回答してございますが、住民の足を確保することを前提としながら、いかにしてより利便性の高い公共交通を提供していくかという観点のほか、負担する費用などの経済性の観点も含め、町民の理解をいただけるよう選択していくことが必要と考えております。

次に、4点目の町の意見集約等をどのように検討していく予定かについてですが、七飯町としては利便性の高い公共交通の提供のためにも、町民の方々の意見をいただく機会が必要と考えますが、説明会や意見交換会がいいのかアンケートな

のか、そういった具体的な方法については、他の沿線自治体の例も参考にしながら、今後検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 若山雅行議員。

**○15番（若山雅行）** 1番目のアンケートに対する回答と報道の仕方については、これは今の説明を受けると十分納得できるもので、選択肢がもう廃止か一部何とかとかそういうような形の中での選択なので、あのような報道されてもあれだなということで、マスコミ報道の仕方のちょっと誘導しているような、そういうような雰囲気も感じられますし、今のような説明を受けると、しっかりした形で意見を述べているのだなということが十分分かりました。

それと、今御説明いただいたような内容については道のホームページで議事録も含めて公開されておりまして、町長の発言など見ますと、しっかり問題点を指摘したり、こういう資料を出せとか、ちゃんと数字を出してほしいというようなことをきちっと申し入れしていますので、そういう意味では非常に安心してその議事録を読んでいたわけですが、たまたまテレビを見たら、NHKで廃止とか町長のインタビューの様子まで写ったものですから、我々に全く話がない中で、そのようなことが決められていたら大変だなと思ってちょっとこういう質問をさせていただいたのですけれども、非常にそういう状況の中での意見表明をせざるを得ないということで、報道についてはやむを得なかったなという理由で1番目については十分理解できました。

ただ、今聞きますと、住民の意見等についてはこれから聞いていくというようなニュアンスでございましたので、それについてどのように聞くのか、これから検討、説明会をすとかということや、検討をどうするのかということでお話がありましたけれども、しっかりその辺についてのどういうふうに決めるのか、例えば町内の検討チーム、そういうのを作成すとか有識者を入れるとか、あるいは地域公共交通の法定協議会等がございますよね。その中での議論をすとか、そういうところももう少し意見の吸収の仕方とか何

かそういうものをどう考えているのかをもう少しお聞きしたいなというふうに思いました。

それと、あとこの協議会の性格といいますか、最終的にどのような決め方がなされるのか、道が判断するのかあるいは多数決なのか、それとも全員一致でないと決まらないのか、そこのところを参考のためにちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、あと我々としてはどのような選択肢が、アンケートでは廃止とか一部廃止とか全部廃止とかそういうようなことでありましたけれども、どのようなことが選択肢として可能なのかどうか。先行事例としては、いさりび鉄道の例が協議会の検討の中でも挙がっていて、負担割合について実際の数字を出してありました。最終的にどこがどういう負担をするのかというのが大きな問題になると思うのですけれども、七飯町としても全く負担しないという考え方ではないと思いますので、どの程度それを負担の可能性というか、どういう数字が出されてどうであればその負担について踏み込んだ検討ができると考えているのか、その辺のところをちょっともう少しお示しいただきたいと思います。

ただ、現在ホームページを見てもまだ具体的な数字が出てなくて、質問があったらそれに対して少しずつ資料を出してくるというような状況でございますので、僕が見たのはまだ4月26日で5月の議事録についてまだ載っておりませんでしたのであれですが、その点についてももう少し町民に向けた説明をお願いしたいなと思います。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（中村雄司）** それでは、今回の報道という部分より並行在来線対策協議会での内容ということで若干答弁させていただきたいと思っております。

今回この決定といいますか、協議に当たっては、協議会のほうで実施しているところでございますが、まだ内容についてはまだまだ精査をしていくという段階で、決まりきったものといった答弁はなかなか難しいところでございますが、分かる範囲での答弁とさせていただきたいと思っております。

まず、町民への意見の集約の方法というところでございますけれども、ここの部分については、この課題というのが七飯町だけの課題ということではございませんので、町がこうしていきたいということは簡単には申し上げられません。その判断について、管内全ての自治体を大分注視していく内容なものでございますので、そういった協議の状況を見ていかなければならないというふうに思っております。

その議論の経緯の中で、例えばパブリックコメントなんかあるのかどうなのかというのは、実はまだうちのほうでは押さえておりませんので、そういったことが北海道のほうでされるのかどうかということも踏まえながら、今後、注視していかなければならないものかなというふうに思っております。

続いて、町のほうで地域公共交通の法定協議会との議論との考え方でございますが、その部分については切り離して考えていく必要があると思っております。今の段階ではこの並行在来線の部分につきましても、今後の並行在来線がなくなったというときの後の対応を考える話でございますので、その部分の判断については町の法定協議会との話としか現段階ではつなげていくべきものではないというふうに思っております。

続いて、並行在来線の行っている協議会の決定の方法でございますが、規約の中で、例えば半数以上が賛成だったらどうこうというような決まり事はございません。あくまで協議をするという内容になってございますので、こちらのところについてはちょっと私のほうから詳しくは説明はできないというところです。

続いて、方策の方法で方策の検討でございますが、今この北海道新幹線並行在来線対策協議会の中で方策というのは三つ示されてございます。全て鉄道で維持をして行うという函館・長万部間を維持するという考え方、そして、函館・長万部間をバス転換をするという考え方、そして、三つ目としては函館から新函館北斗まで鉄道、そして新函館北斗から長万部までバス転換というような併せた方策として今三つ示されております。これはあくまでも収支的なものとして算定しているところ

でございますので、ここの部分についてはまだ何か決まっていくという状況にはないところでございます。

続いて、負担方法についてでございますが、こちらまだ何対何で誰が幾ら払うだとか負担割合がというのは、まだまだ協議の内容で決まっていく内容でございますので、私のほうから答弁はできないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 現段階ではなかなかお話ができないという、ほかの市町村もそのような認識の下で資料を要求することを求めているというような状況なので、お話する内容は十分理解できます。

ただ、あの新聞報道によりますと、町長の首長の考えということであれなのですけれども、バスもありというようなことでバスへの思いが何かちょっと強いようなので、バスのほうが便利だというような意見がちょっと先行して出ているような感じがあって、鉄道での維持の仕方とかバスのあれとか、バスについて4月の議事録を見ますと、初期投資が大きいので、そういうのであればバスへの誘導ではないのかというような町長の発言もありまして、そのバスに対する思いのところをもう少し、何かバスへの思いがちょっと強いのかなというようなニュアンスがありまして、まだいろいろなデータ出てから判断すべきでないかなという気がするものですから、そのところをちょっとどういう思いを抱いているのかなというところをもう少し聞かせていただければというふうに思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） バスへの思いが強いというよりは、鉄道がさびると町がさびるとかという、そういう言葉があるのです。その考え方を多くの自治体の首長が持っているというのは現実であります。いろいろな話して。そういう意味からすれば、鉄道を残すんだというほうに進んでいくのが私はちょっと怖いような気がするのです。というのは、経費の問題です。後の維持経費、維持管理していく経費の問題。そういったことを考え併せ

れば、鉄道ありきでいってはいけないのではないかなと、まして回答しているとおり、この鉄道の駅と駅の間というのはこれ平均距離ですけれども4キロとされています。バス停の距離というのは400メートルなのです、平均距離です、あくまでも。そういう意味からすると、その利便性ということを考えて、私は極めてバスのほうが利便性が高いのかなという感じがしていますので、それであるような回答をさせていただきました。というのは、私は鉄道ありきに走ってはいけないのではないかなということを思ったから、そのようにはさせていただきました。

これからの進め方なのですけれども、今ホームページを見ているので、では赤字が幾らになっていくのかというのをこの前がさっと出てきたけれども、それはちょっと乱暴な数字なので、そこはもう一度きちんと出していただきたいということを道のほうに私のほうからも言わせていただきました。そういう額が私がきちんとやっぱり納得したもので出てきたものでないと、後にこれからそういうものがはっきりしたときには、議員の皆様方としっかりまずはお話をしていかなければ私はないと思っています。

その後に住民説明会なのか何なのかは別にして議論する、町民の皆さんと話し合いを持つということになるのかアンケートになるのかは別として、先ほど課長が答えたとおおり、そういったことが何らかの形では町民の意見というものもしっかり聞く場が出てくると思いますけれども、まずは議員の皆様方とその額がしっかり、しっかりとと言ってもこれを円単位までぴったり合うのかと言ったら、それはそんなことはないですけれども、この額で出し方としてはいいなというものが出てきて、そして今度はその赤字が出た負担割合というのもまだこの区間では決まっています。いさりび鉄道では沿線自治体が2で道が8割を持つということで決まっていますけれども、多分前例踏襲という形でそちらのほうに行くような気はしますけれども、それはちょっとまだ決まっている話ではありませんので、そういった負担割合かもきちんと決まりそうなときに機会を見計らって、ぜひ議員の皆様方と深い議論をしていきなが

ら町民説明会へと向かっていくのかなという、そういう方向性で考えています。

決して、ではバスに展開したらいいんじゃないかということではなくて、あと何と比較するのかというのがなかなかなかったものですから、飛行機というわけにはいかないでしょうし、そんなものそういう感じではないので、バスとの組み合わせというのがやはり一番いいのかなという、そういう私の思いでああいう回答をさせていただいたということで、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 議事録を読むと、町長はしっかり問題点を指摘しているし、言うべきことは今のところ言っています。まだ全部数字が出ているわけではないので、けれども、そのところは十分分かるのですけれども、報道見た感じではバスをもうちょっと一歩踏み出しているのかなというようなニュアンスがあったものですから、道新なんかにも住民ニーズを反映した場所に停留所を設置できるバスは、より利便性の高い交通手段になる可能性もあると、可能性というかいろいろな選択肢を排除しないで、そういうことだということに理解させていただきます。

そのときに長万部の町長はバスと新幹線で代替交通は確保されると並行在来線の黒字経営は難しいと思われ、旅客廃止の方向で検討することは当町にとっては自明の理だとか、これも本当にどのようなスタンスで回答しているのかは分からないところではあるのですけれども、ここまで報道されるようなこともありまして、我々としてはもうほぼ方向性が決まってしまったのかなと、テレビ見たらもう、え、というような感じがあったものですから、今回そういう質問をさせていただきました。

それで、我々もホームページで資料も見られますし、確定したものではありませんとある前提の基に作ったものですと、検討材料の資料ですということで載っていますので、それはじっくり見て勉強させていただきたいなと思いますけれども、最後にまだ廃止もバスもこれからいろいろなデー

タを得た上で、それから十分言うべきことは言っていくし、だけれども七飯町として一つの町だけで全て決定できるわけではありませんので、負担割合その他含めて、多くの議論を聞いた上で決定していくということを確認させていただければと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 今、議員がおっしゃったとおりに進めさせていただきますので、私も一生懸命勉強しながら意見反映をしっかりと道のほうに申し述べていきたいというふうに考えております。

そのように努めさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 1問目は今の発言で了解しました。

それでは、次に行きます。2問目です。

財政調整基金について。

一般会計の財源に不足を生じたときの財源として積み立てられる財政調整基金について伺いたい。

1点目、令和2年度の決算上の地方財政法第7条第1項に定められる積立額の金額は幾らかと、その結果、財政調整基金の残高は幾らか。

2点目、財政調整基金残高の目標を7億円以上との説明を何度か聞いてきたが、この目標はどこから出てきたもので、そもそもこの金額の根拠はどのようなものかと。

3点目として、令和3年度の予算については基金の繰入れをしないで予算編成ができたとしているが、3月の第1号補正予算で4,800万円を繰り入れしている。今後幾つかの補正予算が見込まれる中、令和3年度の残高見込みは幾らとしているか。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、質問の1点目と3点目については関連性がありますので、基金の積立てから取崩し、基金残高の順にまとめて答弁させていただきますが、現在、決算確定前により係数を整理中ですので概算金額で答弁

となり、また、読み上げ数値の位の数は10万円、または1,000円単位とさせていただきますのであらかじめ御了承願います。

最初に、令和2年度一般会計の決算状況となりますが、見込みでの歳入歳出差引額翌年度繰越金は6,230万円程度となり、この繰越金から既に令和3年度一般会計へ繰り越した事業の財源として使用される1,150万円を差し引いた5,080万円が決算上の剰余金、実質収支額となります。

次に、地方財政法第7条第1項に規定する額の積立てを行うこととなりますが、実質収支額の2分の1以上の額5,080万円の2分の1以上の額を積み立てるもので2,540万円以上の額を9月定例会に補正予算として提案したいと考えております。

そして、令和3年度の予算編成の過程において、財政調整基金から繰入金として当初予算で1,000円、第1号補正予算で4,838万4,000円を計上しており、このたびの定例会で提案しております第3号補正予算に計上した繰入金8,030万2,000円を合わせますと、合計1億2,860万円の財政調整基金を取り崩す予算となっております。

この結果、財政調整基金の残高となりますが、令和2年度一般会計の出納閉鎖期日である令和3年5月31日現在の基金残高6億1,800万円に9月定例会で積み立てしようとする額、これを仮に2,600万円とした場合、残高で6億4,400万円となり、さらに令和3年度の年度末で1億2,860万円の基金を取り崩す予算となっておりますので、令和3年度の基金残高は5億1,540万円と試算されるところであります。

現時点では令和3年度一般会計の予算編成上の過程において試算された基金残高となっておりますので、今後の推移によって変わることも予想されるところであります。

次に、2点目の財政調整基金残高の目標を7億円以上とする金額とその根拠についてということで御質問されておりますが、最初に確認としまして、7億円の目標額という出どころの数値でございますが、これは平成30年3月に開催された議



会活性化特別委員会に提出した財政シミュレーションの資料の中で、当時試算した財政推計の結果、減少の一途をたどる基金の推計に対して維持すべき基金の総額、これは一般会計の管理に属する基金で、処分が可能な基金の総額を最低限確保すべき基金現在高を7億円と設定し、これの算出根拠に標準財政規模の1割以上としてその目標額を定めたところが始まりにあります。

この財政シミュレーションでは、財政調整基金の最低限度額を7億円としているわけではなく、基金総額に対して最低限度額を7億円に維持し、当時作成した財政推計上の基金と比較した資料となっております。これは財政サイドが考える下限設定金額として、今後行財政改革に取り組む指標の金額の一つとして現在に至るものでございます。

また、算出根拠に標準財政規模の1割以上としている理由でございますが、設定値には法的拘束力や国からの通知・通達というのではなく、収支均衡予算あるいは会計年度間の財源調整を図る上で必要と考えられる額を標準財政規模で割り返した率として設定したものでございます。

現時点で令和3年3月31日現在の基金総額となりますが、14億440万円を保有していますので下限額の7億円に対しては上回っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 3月の予算のときに、基金の繰入れがないという御説明を受けまして、予算はそれで組み立てられたのだということで説明を受けて、あのときイベントとかコロナ対策費については一応全部補正で対応するというのでやらなかったんで、予算としてはそれで組み立てられたのだなと思うのですけれども、第1号補正予算でいきなり4,800万円の繰入れがあって、なおかつ今回補正で提示しているところで先ほども説明ありましたが、8,000万円繰入れしてトータルで既に1億2,800万円基金残高が見込みとしてこれからさらに1億円以上必要になるということで5億円になるという、この数字に対しては特にそうすると危機感とかさうい

うものを持ってなくて、それ以外の積立てその他を含めて全く問題ないというふうに考えているのかどうかです。

7億円についても財政調整基金で7億円を最低限維持するというニュアンスで、令和元年9月の定例会での同僚議員の質問について僕は理解していたので、コロナ禍とかいろいろな災害があったらこういうものを取り崩して使わざるを得ないというのは十分理解していますし、それに対して議会もちゃんと認識を示すとは思うのですけれども、7億円と言っていた数字がちょっと安易に崩されていくようなニュアンスがありまして、そうかといってほかの予算を削るとか、そういうようなことについてはこれからいろいろ検討していくというようなニュアンスがありまして、今言われた3月の見込みで5億円とあって、この数字に対してはそれで十分だというふうに考えているのかどうか、その7億円と説明していたことに対するバランスとしてどうなのか、そこのところをちょっと御意見聞かせていただければと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） 危機感はないのかということで御質問されておりますけれども、これまでも町としては平成30年の議会活性化特別委員会に提出した財政シミュレーションの中でも、基金が目減りしていくことを考えたときに、これは何らかの対策として、いま現在も続けております行財政改革を進めていく、または当初予算の中ではできるだけ基金を入れなくて予算編成をしたい、そういうような思いから基金の目減りに対しての対策、そういう危機感を持ちながらいま現在進んでいるところでございます。

7億円と財政調整基金のいま現在5億円となっておりますが、あくまでもいろいろな財政推計をこちらのほうでもしておりますけれども、基金総額に対して7億円というのはこれは最低限、町として維持すべき金額として考えておりますので、財政調整基金がこれは年度間の財源調整もしくは収支均衡予算を図る上では、これは一時的には減るということもありますけれども、これを最終的には戻しながら財政調整基金についても減らさない

ような努力をしながら対応してまいりたいと思っていますところでは。

平成30年、令和元年、令和2年度では財政調整基金については現在の水準の金額、平成30年度では6億800万円、令和元年度では6億1,800万円、令和2年度についても6億1,800万円、今のところ6億円台を維持しながら今回の補正では5億1,540万円となりましたけれども、これをできるだけ減らさないような形で決算を迎えられるように努力したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 何か聞くたびに数字が下がるような印象もちょっと持つのですけれども、以前説明された七飯町の財政見直し中長期財政計画の中で、令和7年までの基金現在高ということで推移表が出ていて、総合計画の議論の中で言われていますけれども、この数字については僕が最後までもらった数字については3月2日の数字ですけれども、これについては十分維持できるリカバリーできる、今回大幅に繰入れしているのですけれども、この数字について全然変わらずというふうに考えてよろしいのですか。それとも、この数字を多少下方修正するようなことになるのか、そのところいかがでしょうか。今のままでいくと多少下方修正なのかなという、途中で入ってくる歳入の見込みがない限り、下方修正になるのかなという気はするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） 七飯町の財政見直し中長期財政計画で示しました金額を下方修正とありますけれども、この基金の目標額ライン7億円についてはそのまま維持と、そして基金の総額については、その当時示した資料では11億8,000万円、これはいま現在令和2年度でありますと13億2,000万円のほうに上昇しております。令和3年度では当初に示した金額が11億3,000万円、今回の補正を加えた1億2,860万円を取り崩したという予算になっておりますけれども、これを加味した結果でいま現

在の予定では11億8,000万円ですので、今のところは5,000万円を上回っている、上昇しているという推計を立てております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 今回それだけ繰入れしても、なおかつ中長期の見通しが上昇しているというその理由というのはどこにあるわけですか。ここにも基金確保目標ライン7億円とあって、ずっと入っていて数字が上がっているのですけれども、財政調整基金は減っていきます。けれども、ほかのところで増えているというのは何かあるのでしょうか。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） これは令和2年度の決算の話になりますけれども、令和2年度の現計予算、最終的に組まれた予算ですけれども、これは2億1,800万円ぐらい、すいません、ちょっと正確な数字は今すぐ出てきておりませんが、2億1,000万円程度だったと思います。それに対して今回繰入れて最終的に締めた金額が6,700万円ですので、この差額が上方修正にされたというような形の結果だと思われまして。

以上でございます

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） その数字のやつが一番最初に聞いたのであれなのですけれども、その中でなおかつ財政調整基金の取崩しが1億円、これからまださらにいま現在で既に上程された案だけで1億2,860万円あって、さらに1億円補正というか組まざるを得ないという状況の中で、それについてはそうすると中長期予想の中では補正予算で対応するという事なので、折込み済みだったということと既にその取崩しを今でいうと2億2,800万円ぐらい、それを取り崩すというのは折込み済みだったということでこの中長期財政計画がつけられていたということによろしいわけですか。令和2年度の剰余額が六千何百万円でそれだけが増えましたよという話なのですけれども、それを今どんどん使っていますよね。それについては当初からそのぐらいは毎年財政を維持するためには必要な経常運転資金のようなものだ

よというようなニュアンスなのでしょうか。そのところをちょっと教えてください。僕勉強不足でよく分からないので、すいません。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、先ほど2億1,800万円と答えたのは、この前年度の前の予算で令和2年度の予算額に対して今回6,700万円を繰入れて決算を迎える予定ですよという話から、次にはこの中では御質問にありますとおり、次は令和3年度の状況ということで翌年度繰越金が6,230万円、そこから1,150万円引いた純繰越金が5,080万円、これに対して2分の1を積み立てますと、次に当初予算で1,000円、第1号補正予算4,800万円、いま現在では8,030万2,000円の補正予算額がありますので、合計1億2,860万円とお答えしております。今後1億円増えるというようなことでは何ら答弁しておりませんので、いま現在では1億2,860万円での繰入金予算となっております、最終的には5億1,540万円の残高を試算しているというような内容でございます。

ですので、今の関係でいきますと令和2年度の決算の数字と令和3年度、これからの財政運営の中では、その都度その都度財政シミュレーションもしくは財政推計を示しながら、基金の額はどのくらい程度になるかということをお説明しておりますけれども、いま現在で言えることでいきますと、令和2年度の基金総額の予定額が当初示したところは11億8,000万円がこれはいま現在13億2,000万円、今回の令和3年度の繰入金金の予定額、今のところ1億2,860万円ありますけれども、これを内容を加えた金額での現在高が3月にお示した金額では11億3,000万円、今回が11億8,000万円の上方向向というか修正しておりますけれども、これは説明した令和2年度の繰入金で組んでいた予算が余り入らなかったと、2億1,800万円予定を立てておりましたけれども6,700万円の繰入れの額で済んだということで、約1億5,000万円ぐらいはここで入れなかったというような結果に基づいて作られた推計資料ということでございます

ので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） これ以上僕も材料持っているわけではありませぬので、今後ともしっかりとその推移を見守っていきなというふうに思いますので、これで一応終了させて、次のあれに行きたいと思っております。

3問目でございます。

国の災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画について。

近年の日本各地での自然災害多発を受けて、国では災害廃棄物対策指針を示し、各市町村に災害廃棄物処理計画の策定を求めている。

大規模災害発生時には、短期間で大量の災害廃棄物が発生することが想定され、生活環境の保全のためには迅速かつ適正な処理が必要となる。ついては、七飯町の災害廃棄物処理計画の現状について伺いたい。

1点目、七飯町は国の指針に基づく災害廃棄物処理計画を作成しているか。

2点目、災害廃棄物処理計画を策定済みであれば、その内容及び町民への周知方法、平時の訓練等についての概略を伺いたい。

3点目、現状、災害廃棄物処理計画を策定していないとすれば、その理由は何か。また、現在策定中であれば完成までのスケジュールはどうなっているか。

4点目、道内の他の市町村の災害廃棄物処理計画作成状況は把握しているか。

以上です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 現在、七飯町の災害廃棄物処理計画は作成中ですので、1点目から3点目について一括して答弁させていただきます。

国では、東日本大震災の教訓、知見から、災害により生じた廃棄物の処理について、廃棄物処理法及び災害対策基本法を改正し、これに基づき地方自治体が災害に備えて災害廃棄物の処理計画を策定するための指針である災害廃棄物対策指針を平成26年3月に策定し、平成27年11月には

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針が策定され、国、都道府県、市町村、それぞれが災害廃棄物の処理に関する計画を策定することとなりました。

このことを踏まえ、平成29年3月に環境省が北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定、さらに平成30年3月に道が北海道災害廃棄物処理計画を策定しました。

令和2年11月24日には、環境省が北海道とも連携して市町村における策定を支援するため、渡島管内の自治体を対象に災害廃棄物処理計画策定支援事業に係る勉強会とワークショップを函館市内で開催し、以降も令和3年2月3日と15日にワークショップが開催され、担当職員が参加し災害廃棄物の処理の識見を高め、災害廃棄物処理計画の策定作業を現在進めているところです。

策定計画までのスケジュールとしては、令和2年12月に策定しました七飯町強靱化地域計画に沿って、令和5年中の策定を目指し町内会連合会のコミュニティ専門部会等とも意見交換し、町議会への情報提供、町民への周知をしながら進めてまいりたいと考えております。

4点目についてですが、道によりますと令和3年3月10日時点で道内25の自治体が策定済みとなっております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 若山雅行議員。

○15番(若山雅行) これについては、僕も余りよく知らなかったのであれなのですけれども、いま現在策定中であるということで、令和5年ということだったのですけれども、これはいつ頃から着手して、何か他の市町村の作ったものを見たりすると、非常に細かくて何か本当に実行できるのかなというくらい難しいた皆さんのものになっているのですけれども、この作成における問題点とか七飯町独自の検討課題、そういうようなものはどのように上げているのか、それも含めてこれからの作業なのか、そのところをもう少し教えていただければと思います。

○議長(木下 敏) 環境生活課長。

○環境生活課長(磯場嘉和) いま現在策定中ということなのですけれども、令和2年11月24

日をスタートとして環境省が北海道とも連携して市町村の策定の支援をするということで、今回は渡島管内を11月24日からスタートしまして勉強会、ワークショップを進めているところなので、スタートとしてはそちらがスタートという形になってございます。

検討課題としては、全般的な話なのでしょうけれども、計画策定にとって災害ごみの発生の想定量、それから仮置き場の必要面積ですとかそれから運搬の処分の方法など、この辺をプラットフォーム化された計画の指針がありますので、それに基づいて作成していくというような形になってくるのだと思います。

まだ本当に入り口に段階ということですので、これからもう少し深く勉強しながらより良い計画をつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 若山雅行議員。

○15番(若山雅行) 僕も余り、最近知ったばかりでこういう話をするのはあれなのですけれども、作成というか着手というか、計画についてちょっと遅いのではないかなと、もう既につくっている自治体もあつたりして、災害がある可能性が高いところほど真剣に考えてあれしているのかもしれないけれども、非常に難しいというか悩ましい計画だなという感じを環境省のあれを見ても分厚いものがいっぱいあって、よく内容を理解するか分からないけれども、東北の大震災とかいろいろなものがあつて、そういう災害をどうするのかが課題だということを認識した上でやっているのですけれども、ちょっと着手とか遅いのではないかなというニュアンスがあつて、このようなものが国からこういうものをつくってくれとか、こういう計画でどうだとか何とか、そういういろいろな球が投げられたときに、どこが管理して誰が管理して、それをではうちは必要ないとかうちはこういう形でつくっていかうとかスケジュールはこういうことでやろうとかつていう、そういうものが出たときの管理の仕方、スケジュール表とか期日管理表のようなもの、そういうものはどのように管理しているのか。あるいは、今ワークショップでいろいろあれでやっているということ

なのですけれども、例えば一部事務組合とか広域連合とかそういうことではなくて、七飯町独自でつくるという、そういうことでよろしいのかどうか、そこのところをもう少し教えてください。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 策定までのスケジュール管理については、原課のほうでしっかり管理してまいりたいと考えております。

スタート、遅いのではないかという話ですけれども、策定協議の勉強会、スタートしたのが昨年11月年末という形でその後ワークショップ2回ほどやっていますけれども、ワークショップ、勉強会、さわりのところですので、まだこれからちょっと深く入っていかないとその自治体自治体でいろいろ問題点もあると思いますので、この辺は町で素案をつくってまたそのワークショップにかけたりとか、そういうところとまた連携しながら作成を進めていきたいと思っております。

それから、広域連合、もちろんごみの焼却については渡島管内の連合でやっていますけれども、そちらのほうが策定するのではなくて、あくまでそれぞれの自治体で策定するというルールになってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは作成を待って見ていきたいと思っておりますので、情報提供というか、こういう感じだということは随時教えていただければと思います。3問目終わります。

次いで4問目、最後です。

七飯町の奨学金制度について。

七飯町育英基金条例（昭和41年7月7日条例第10号）の第1条、目的には、この条例は向学心にもえ、その能力が十分であるにかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生又は生徒に資金を貸与し、英才を育成することを目的とするとあり、第2条第1項で、この目的達成のため町は七飯町育英基金（以下「基金」という。）を設置するとしている。

また、昨今、学生等の経済状況逼迫との報道がなされている。ついては、この基金の運営状況等について伺いたい。

1点目、この5年間にこの基金は大学院、大学、高等専門学校、高等学校別に何件利用されているか。

2点目、被貸与者、すなわち借り主は学生本人なのかその扶養者なのか。

3点目、連帯保証人2人の念書した願書にその在学する学校の長の副申を添えて教育委員会に願出しなければならない（第5条）となっているが、保証人省略等、もっと申請を簡略化できないか。

4点目、償還の猶予（第12条）や償還金の減免（第13条）等の規定もあるが、町内での就職等一定の条件を満たした場合、返済を免除不要とする制度を創設することは検討できないか。

5点目として、入学金や授業料についての貸付けはできないか、その辺のところでは。

以上。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（悟楼 司） それでは、順に御答弁申し上げます。

1点目の利用実績につきまして、令和3年度は現時点での数値になりますが、大学2件、専修学校2件、高等学校2件の合計6件、令和2年度実績として大学1件、高等学校2件の合計3件、令和元年度は大学1件、専修学校1件、高等学校3件の合計5件、平成30年度は大学2件、高等学校1件の合計3件、平成29年度は大学5件、専修学校1件、高等学校3件の合計9件でございます。

2点目の借り主は、七飯町育英基金条例第4条により奨学生本人でございます。

3点目の申請の簡略化についてでございます。

現在、条例の規定により、連帯保証人2名の義務化と併せて必要書類として在学を確認するための証明、その他収入に関する資料等を添付し申請することになっております。

連帯保証人については、確実に奨学金を返還していただき、今後奨学金を利用し修学しようとする方々の大切な財源になるため必要な措置でございます。しかしながら、保証人制度以外の方法で奨学金を返還していただく方法が確認できた場合には、その方法についても検討してまいりたいと

考えております。また、その他の資料の添付につきましても必要最低限の資料要求となっておりますので、現段階では簡素化は難しいと判断しております。

4点目の町内での就職など、一定の条件を付した返済免除についてでございます。

近隣の自治体においては、学校を卒業後地元に住居し地元企業への就職を前提とした免除制度を創設しているところもあります。今日の国勢調査による人口減少が顕著になっていることを踏まえ、地元に住居し地元企業に就職することなどを条件とした定住施策の一環とした奨学金の免除制度について、今後検討してまいります。

5点目、入学金、授業料の貸付けについては、これまで新設の要望は特に伺っておりません。入学金については、日本学生支援機構、北海道では北海道社会福祉協議会などで貸付制度があり、当町の奨学金と併用が可能です。また、授業料については、町条例による奨学金は学費等の経費に対する貸付けとなり、授業料も含まれていると捉えております。このことから、現状としては入学金、授業料の貸付けについては考えておりません。なお、現状の奨学金については平成27年度に増額改定を行っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

若山雅行議員の再質問より入ります。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 今、質問に対して答弁いただきましたけれども、まずこの七飯町育英基金条例昭和41年7月に策定された条例を読みまして、内容がちょっと古いのではないかなというか、何か現代に即していないのではないかなという感じがあって、いろいろ質問を組み立てました。

中には延滞利子として、100円につき日歩3

銭の割合を持って償還期日の翌日から支払いの日まで日数によって計算した延滞利子を徴収するようになっていて、今このような表現はほとんどないのではないかなという感じがありますので、計算すると10.9%か何かになるような感じのようなんですけれども、あるいは民法の改正その他もありまして、保証をとること自体が、一般の貸付けにおいてもなかなか保証を本当に必要最低限とるといような状況に変わってたりしまして、保証人が本当に必要なかどうかと、昔であれば必ず融資するときには保証人だ担保だというのは当然出てきます。信用を補完するわけですから、無利子で貸すとかというのは大変ながらリスクなわけです。だけれども、大学行ったり高校行ったりする向学に燃えている人たちにとっては、そういう負担をかけずにどんどん貸出しをするというのが大事なのかなと僕は思っております。

僕も大学に行ったときに、育英会からですけれども奨学金をもらってました。それが1万9,000円ほどもらって、ほとんど酒と本に消えてあれなのですけれども、そういう意味では非常に助かった感じがあります。

○議長（木下 敏） 若山議員なるべく、気持ちは分かるのだけれども、それない程度にお願いいたします。

○15番（若山雅行） それで、その時代でも1万9,000円ほどもらっていたのに、いま現在大学生、大学院、短期大生に対して2万円、私立の人は2万5,000円と、ほとんど変わっていないという状況で、基本的には国がやるべき施策であって、町はそれを補助する七飯町に住んでいる子弟を応援するという、そういう意味でこういう基金を当初つくったのかなと思ってます。ただ、その段階で規模だとか全然増えていないというようなことがあって、先ほどの件数なんか見てもちょっと少ないのではないかなという印象を持ちました。

我々が育英基金の支出その他について、決算書で見て決算書の中に貸付金額として、例えば令和元年であれば120万円とか平成30年については72万円とかそういう実際の数字が載ってい

て、こんな少ないのかなと、今聞いたら確かに数が一桁の数字なので、これについてはどうなのでしょう。謝絶するような件数もあるのか、成績優秀とか何とか言われると限定されてしまうのか、あるいは保証人とかそういう手続にちょっと臆するようなことがあったりして、実際もっと利用したいのだけれども利用できていない層があるのではないかと、質問としては、逆に申請があったけれども成績が悪いから謝絶するとか、そういうようなケースがあるのかどうか。その辺のところで書類が不備だったのというようなことは当然あるかもしれませんが、そういうようなケースが発生しているのかどうか。あるいはもっと利用してもらうためのいろいろな努力とか、基金をもっと増やすとかそういうようなことを考えていないのかどうか、そこのところを。例えば、令和2年3月31日現在の基金総額は2,353万7,209円うち未償還金額が1,414万6,000円と、使えるのは1,000万円ぐらいになっているような状況で、金額に応じて募集を狭めたりそういうことはしていないのかどうか。そこのところと、今後もっと広く利用してもらうための方策とかそのようなものを考えていないのかどうか。

先ほど何かいろいろ検討するとかというのをちょっと聞き漏らしたりしていたのですが、一部提案に対して検討できることもあるかもしれないというような話があったので、前向きに受け止めたいと思いますけれども、そこのところでもっと利用したり七飯町の子弟を育てると、あるいは帰ってきて農業を継いでもらうとか、あるいは七飯町の役場に入るとか消防団に入るとか、そういうような方に対する減免とか前向きな誘導のようなものを検討できないのかどうか、そこのところをちょっとお聞かせいただければ幸いです。

先ほど答えたのかもしれませんが、ちょっと聞き漏らしたのものもあるかもしれないので、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（悟楼 司） それでは、順にお答えしてまいります。

まず、条例が少し古いのではないかとこのところでございますけれども、昭和41年の条例でございます。そこら辺につきましては情勢も含めて、今後現状に合わないものについては直していきたいなと思っておりますけれども、まず金額が非常に少ないのではないかとこのところの答弁でございます。

七飯町としましては、奨学金、先ほども申し上げましたとおり平成27年に金額を上げているところでございます。この金額につきましては、ほかの町との比較をしても大体平均レベルというところでございます。ただし、例えば大学に行くにしても、この2万5,000円が妥当なのかということになってきますけれども、実際学資にかかるものとか生活にかかるものということで、これ以上のものはかかっているということの認識はしております。ただ、町として支援するということで、このぐらいで妥当ではないかとこのところを考えているところでございます。

ただし、先ほど議員もおっしゃっていた国の育英会みたいところは、今の日本学生支援機構と申しますが、そちらのほうでも町よりも高額な月額の貸付けをしているということで、最近学生支援機構のほうでも無利子の貸付けをするとか給付型のそういう制度を設けているということで、非常に借りる方にとっては有意なものも出てきているということから、そこら辺で七飯町の貸付け件数も減っているというのはそういうところもあるのではないかなと少し推測をしているところでございます。

ちなみに3年ベースでいきますと、平成30年から令和2年までは11件の貸付けになっているのですが、27から29までの3年間だと23件ということで、24から26年度までは34件ということで、3年ベースでは10件くらいずつ減っているというところのデータ分析もしているところでございます。

ただ、これについては私どものほうで貸し渋りといいますか、そういうものをしているということではありませんで、申請件数が純然に減っているというところで捉えてございます。そこら辺に

つきましては、町のほうに相談があった場合にはこれからも日本学生支援機構だとか、こういう支援もありますよということで相談体制をしっかりしていきながら、借りる方がメリットを感じられるものでやっていきたいなとそういうふうに進めているところでございます。

また、当町の仕組みとしては学生支援機構などと併用して借りることもできるということから、そういうことで今後も進めてまいりたいなということで思っております。

また、先ほど減免制度というところでお話がありまして、先ほども回答をしているところでございますが、近隣の市町村の中には近隣の町、市では町内に実際に帰ってきていただいて、そこの企業に勤めた場合に減免する制度を求めているというところも私どもでは把握しております。これは全国的にも同じような制度をつくっている市町もございまして、そこら辺を参考にさせていただきながらその制度の創設について前向きに検討してまいりたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 若山雅行議員。

**○15番（若山雅行）** 一つ回答漏れというか、申請を謝絶するようなケースが過去にあったのかどうか、あるいはなくても全て通っていますよというようなことでいいのかどうか、そののころを一つ聞きたいのと、今のあれでいくとこの大学生であれば国立公立は2万円、私立2万5,000円、高等専門学校であると1万3,000円、私立は2万円、高等学校でいくと1万2,000円、2万円というこの金額については、妥当だという判断をしているということによろしいのでしょうか。それとも総予算、基金のファンドの枠の中で、これ以上増額もなかなか難しいというそういう判断なのか、その金額については国の先ほど言った日本学生支援機構だとかいろいろな貸付制度もあるので大丈夫だというようなことなのかどうか。

七飯町の場合には無利子なので国のやつは有利子なので、大学出た瞬間何百万円も借金を背負って就職が決まらなかったら返せないというような

そういういろいろな問題も起きている状況にあります。もちろん支払い期間の猶予だとか何かありますのであれですけども、そういう意味では非常に有利、七飯町としては無利子でやっているのでもいいのかなとは思うのですけれども、これについては僕が持っている過去平成28年までの決算書を見ると、焦げつきというものは発生していないように見受けられたのですけれども、これについては延滞等はあるのかもしれないけれども、焦げついたというか償却せざるを得ないという回収不能となったようなそういうものがあるのかどうか。貸出しにおいては、車のローンとかそういう目的があるものについては延滞率が低いとかそういうものがあったりして、フリーローンというのはなかなか延滞して返すあれもないというようなケースもあったりしてなかなか難しい、これについては延滞することはあっても返済が滞った、焦げついてしまって償却せざるを得ないというようなケースがあるのかどうか。あるいは本人に何かあって保証人から回収するというようなケースも事例としてあるのかどうか。本人に何かあったらもう免除するようなことで保証人の徴収はいいのではないかなというような気もしないでもないのですけれども、そののころの見解をもう少し実例を併せて、もし資料がなければしょうがないですけども、教えていただければと思います。

**○議長（木下 敏）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（悟楼 司）** それでは、再答弁をしていきたいと思っております。

まず、申請段階で断ったということのケースでございますけれども、これはございません。

2点目、金額の妥当性というところでの質問でございます。ここにつきましては、金額高いとそれに越したことはないのでしょうけれども、そうするとまた返済の負担も問われることになってございますので、そこら辺も含めまして今はこの金額でということ考えております。

ただし、ここも申請段階等で相談があると思っておりますので、その中で金額を上げていったほうがいいだろうというような機運が高まったときには、そこは検討してまいりたいと、金額を上げていくというところで考えてございます。



先ほどの日本学生支援機構の有利子のお話がありましたけれども、今、無利子の貸付けもしているというところがございますので、そういうところで学生支援機構のほうにメリットを感じてそちらの貸付けを受ける方も多いのではないかとということで、先ほど御答弁させていただいてございます。

あと貸付けしている者に対して、焦げつきがあるのかということもございます。そこを金額償還されていない部分もございますけれども、そこについては電話等で納付相談をしながら前向きに進めているところがございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 今、謝絶というようなケースはないということなので、申込みがあればこの規定でいくと成績優秀でというようなそういうのがあって、ちょっとこれを読むと自分は対象になるのかどうかとかそういうあれがあるのですが、幅広く募集する、皆さんに基金が協力しますよとかお助けしますよというようなことで、もっとソフトに案内をして利用していただけるような、大学進学とか高校進学とか結構増えているのだと思いますし、経済的に厳しい人もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますので、そういう意味で勉強しようと思って学校に行くわけですし、七飯町だけではなくて日本の財産になるあれなので、そういう支援についてはしっかりやっていただきたいなというふうに思いますので、その辺の周知活動、その辺の謝絶したこともないということであればしっかり審査する教育委員会にそういう組織があるようなのですが、そういう意味ではその辺のところをもう少し周知方法についてのお考えをお聞かせ願って終わりにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、今の貸付けの件で、申請あったものは拒んでいないということでございますけれども、所得制限が当然ありますので、これについては相談の段階で吟味していると

いうことで御理解願いたいと思います。

また、貸付けの案内方法につきましては、やはり堅苦しい表現にやっばりなっていくのではないかなと思われまので、これについても利用者が利用しやすいように易しい表現で、今後、皆さんに借り入れたい方が借りやすいような表現方法でしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 1点だけ補足しておきます。

地元企業への就職等に伴って貸付けした金額を減免する等の中身なのですけれども、これにつきましては、極めて政策的な内容でございます、以前から私どもとしても検討しなければいけない課題だろうなということで意識はしておりました。ただ、今回若山議員のほうからこういう御質問がございまして、町長のほうとも御相談をして町長のほうの判断として、令和4年度から実施すべく今から制度設計をしてほしいということで指示がございましたので、近隣自治体の内容なんかも整理をしながら何とか令和4年度実施に向けて制度設計をしてみたいということをつけ加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

---

### 日程第3

#### 議案第10号 七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

---

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第10号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和3年3月4日の本会議において総務財政常任委員会に付託されたものであります。閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） 委員会報告  
第10号総務財政常任委員会報告書。

令和3年3月4日第1回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年5月17日、七飯町議会議長木下敏様。

総務財政常任委員会委員長池田誠悦。

記。

1、事件名。

議案第10号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

2、審査の経過。

令和3年3月19日、4月21日、5月17日の3日間、委員会を開催し、副町長、総務財政課長、選挙管理委員会書記長の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由。

（1）決定。

原案可決。

（2）理由。

当委員会に付託された議案第10号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、町村の選挙における立候補環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラの頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が施行されたことに伴い、この条例を制定するものである。

第1条は、趣旨規定で、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営（候補者の選挙運動に係る費用の一定金額を公費で負担）の対象を公職選挙法の規定に基づき、①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスターの作成と定めている。

第2条から第5条は、選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担等について規定した条項であ

る。選挙運動用自動車に係る一日当たりの上限額を6万4,500円と定めており、この金額は公職選挙法施行令第109条の4第2項第1号に規定する金額と同額となっている。使用日数については、当該選挙の告示の日から選挙期日の前日まで（最大5日間）と定めている。

なお、選挙運動用自動車の選挙公営の区分としては、次のとおりである。

表を参照してください。

また、ハイヤー、タクシーの借上げ（第4条第1号に定める契約。上記の表の区分1）と自動車の借上げ、燃料代、運転手の雇用（第4条第2号に定める契約。上記の表の区分2から4まで）が同一の日にあった場合、併用して使用することを禁止している。

第6条から第8条は、選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担等について規定した条項である。公費負担の対象となる選挙運動用ビラの作成単価の上限は1枚当たり7円51銭と規定しており、なお作成枚数の上限については公職選挙法第142条第1項第7号に定める枚数を上限としており、町長選挙は5,000枚、町議会議員選挙は1,600枚となっている。

第9条から第11条は、選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担等について規定した条項である。ポスター掲示場の設置数については、選挙の都度、選挙管理委員会が定めることとしているが、直近で行われた選挙については90か所となっている。

また、公費負担の対象となる選挙運動用ポスターの作成単価の上限は1枚当たり1,147円であり、次のとおり算定されている。

表を御覧ください。

第12条は、委任規定である。公費負担の対象となる①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスターの作成については、公職の候補者が契約を行った際には、選挙管理委員会へ届出が必要となる。また、これらの公費負担については、法定得票数（供託物没収点）を上回る有効投票を得た候補者のみが該当となるものである。なお、本条例において規定している額は上限額を定めたものであり、実際に要し

た経費または条例で定める上限額のいずれか低い額が公費負担の対象となる。

委員会の聴取において、公費負担に関する詳細な運用方法については、今後、質疑応答集などを作成するとの回答があったことから、立候補予定者説明会などを通じて十分な周知、丁寧な説明に努めるとともに、議会に対しても情報提供していただくよう望むものである。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、本条例の規定は公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う条例制定であり、それぞれの上限額についても公職選挙法施行令の規定に沿った内容であることから、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上です。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

委員長お疲れさまでした。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第10号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての委員長の報告は、原案可決であります。

本案については委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

---

日程第4

**承認第1号 専決処分の承認を求めることについて**

---

○議長（木下 敏） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柴田 憲） それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり、七飯町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

主な改正内容につきましては、議案関係資料で御説明いたしますので資料1ページの資料1、七飯町税条例等の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1番、改正理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行されましたので、それに伴い七飯町税条例等の一部を改正するものでございます。

2番、改正内容についてでございます。

主な改正内容はこれから御説明いたしますが、条例改正に伴い生じた条項の削除による条項ずれ及び規定の整備等についても併せて改正するものでございます。

それでは、主な内容。

（1）個人町民税関係でございます。

給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書を電磁的提出する場合に必要であった税務署長の事前承認を廃止するものです。

また、住宅ローン控除につきまして、現在新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、一定の要件を満たすことで13年間の控除が受けられるよう特例として適用要件が弾力化されておりますが、この特例について1年間延長するものです。

次に、（2）固定資産税関係でございます。

平成30年7月豪雨により住宅が滅失、損壊したため、住宅用地として使用できなくなった土地を住宅用地とみなし、課税標準額を軽減する固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、法規定の新設に併せて新設する

ものです。

また、宅地等及び農地について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続した上で、新型コロナウイルス感染症により環境が大きく変化していることから、令和3年度に限って負担調整措置等で税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講ずるものです。

次に、(3)七飯町税条例等の一部改正する条例。

令和2年条例第15号の改正規定の一部を改正でございます。

通算法人において、当初の外国税額控除に変動が生じた場合の処理について、法律の改正に合わせて規定の整備を行います。

3番、施行期日等といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、改正後の七飯町税条例における町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置につきましては、それぞれ議案に記載してございますので御参照願います。

なお、議案関係資料2ページから16ページの資料2には、第1条に規定する七飯町税条例新旧対照表、17ページから18ページの資料3には、第2条に規定する七飯町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表を添付してございます。

七飯町税条例等の一部改正についての提案説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定い

たしました。

---

日程第5

**承認第2号 専決処分の承認を求めることについて**

---

○議長(木下 敏) 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(青山栄久雄) それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のおり令和3年度七飯町一般会計補正予算(第2号)を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

このたび専決処分により行った一般会計補正予算(第2号)は、新型コロナウイルスワクチン接種業務を円滑に実施するため、ワクチン接種体制をさらに整備し、より強化するための体制整備を早急に実施する必要があることから、専決処分により補正を行ったところであります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,110万円を追加し、総額を歳入歳出予算それぞれ112億622万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。7ページをお開き願います。

4款衛生費1項2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、役務費は接種券発送用の郵便料に94万円、接種業務の期間延長を見越した本部対策室の運営に係る電話料15万円、同じくインターネットの専用回線通信料に5万3,000円を追加し、役務費合計114万3,000円を追加。委託料は予約混雑を回避するため、コールセンター人員を増員するための委託料として750万円を追加。使用料及び賃借料の自動車借上料は医療機関へのワクチン引渡しや医師、看護師の送迎等のタクシー借上げに245万7,000円を追加し、事業合計1,110万円を

追加するものでございます。

次に、5ページの歳入にお戻り願います。

14款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金として、歳出と同額の1,110万円を追加するものでございます。

提案説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第6

#### 議案第28号 七飯町大沼ネイチャーセンター条例制定について

---

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第28号七飯町大沼ネイチャーセンター条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、議案第28号七飯町大沼ネイチャーセンター条例の提案説明を申し上げます。

議案関係資料19ページ、資料4の七飯町大沼ネイチャーセンター条例の概要を御覧願います。

1の制定理由ですが、令和3年3月31日をもって撤退となりました一般財団法人自然公園財団大沼支部より事務所及び附属車庫について町への無償譲渡のお話がありました。建物の利活用に

ついて検討した結果、自然への理解を深め、人と自然との触れ合いを推進する自然環境活動の拠点施設として活用することとしたため、この条例を制定するものです。

2の制定内容ですが、七飯町大沼ネイチャーセンター（以下「ネイチャーセンター」という。）に係る下記の事項について条例で定めます。

なお、ネイチャーセンターの主要な業務は、大沼国定公園、大沼鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地に関する説明板や資料の展示とし、入館無料、入退室・見学は自由、貸し館、貸し部屋はなしとします。

設置を第1条に規定し、名称及び位置を第2条、業務の範囲を第3条に、施設の使用を第4条に、原状回復を第5条に、損害賠償を第6条に、委任を第7条にそれぞれ規定します。

3の施行期日として、この条例は公布の日から施行します。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第28号七飯町大沼ネイチャーセンター条例の制定については、詳細な審査を要することから、民生文教常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、民生文教常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

---

日程第7

議案第29号 七飯町税条例の一部改正  
について

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第29号七飯町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柴田 憲） それでは、議案第29号七飯町税条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

主な改正内容につきましては、議案関係資料で御説明いたしますので、資料20ページの資料5、七飯町税条例の一部改正する条例の概要を御覧願います。

1番、改正理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、施行期日が令和3年4月1日からの部分につきましては、専決処分にて七飯町税条例の一部改正を行いました。

今回の改正は、前日の専決処分を行った部分以外で、施行期日が令和4年1月1日以降の部分と、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）が令和3年5月10日に公布されたことに伴い、七飯町税条例の一部を改正するものでございます。

2番、改正内容についてでございます。

それでは、主な改正内容。

（1）個人町民税関係でございます。

個人町民税均等割及び所得割の非課税の条例軽減について、基準の判定に用いる範囲を扶養控除の取扱いに併せて改正するものです。施行期日は、令和6年1月1日でございます。

次に、寄附金税額控除について、特定公益増進等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を見直しするものです。こちらの施行期日は、令和4年1月1日でございます。

また、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品であるスイッチOTC薬の一定以上の購入費用を控除するセルフメ

ディケーション税制の見直しに伴い、適用期限を5年延長するものです。施行期日は、同じく令和4年1月1日でございます。

次に、（2）固定資産税関係でございます。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正に伴い、認定計画に基づき令和6年3月31日までの間に取得された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準の特例措置を3分の1に定めるものです。施行期日は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日でございます。

3番、施行期日といたしまして、この条例は、先ほど御説明いたしました各項目について、それぞれ記載された日から施行し、町民税に関する経過措置といたしまして、改正後の七飯町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることといたします。

なお、議案関係資料21ページから23ページの資料6には、新旧対照表を添付してございますので御参照願います。

七飯町税条例等の一部改正についての提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第29号七飯町税条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8

### 議案第30号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第30号七飯町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第30号七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の24ページ、資料7の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準について（令和2年5月1日付保国発501第1号厚生労働省健康保険課長通知）に基づき行われたところでございますが、令和3年度に行う減免措置についても国の財政支援における基準が示されたことから、所要の一部改正を行うものです。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正により、国が用いる新型コロナウイルス感染症の定義が新たに規定されたことから、減免措置の規定と併せて一部改正を行うものです。

次に、2の改正内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定の改正並びに新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免対象年度及び当該年度における納期限の期間の改正を行います。

3の施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行します。

4の経過措置といたしまして、この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例の規定は、令和3年4月1日以後に納期限が到来する国民健康保険税について適用し、同日前に納期限が到来し

た国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

新旧対照表につきましては、次の25ページ、資料8に添付してございますので御参照願います。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第30号七飯町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9

#### 議案第31号 七飯町手数料条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第31号七飯町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第31号七飯町手数料条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、国と地方公共団体で管理する地方公共団体システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確に位置づけられたため、再交付手数料については直接機構へ納入されることとなり、現時点において申請事務及び徴収金額の変更はなく、会計上の取扱いの整理となっております。

改正する内容につきましては、お手元に配付されております議案関係資料の26ページ、資料9の七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、七飯町手数料条例の改正が必要となったため、所要の一部改正を行うものです。

2の改正内容といたしまして、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するものです。

3の施行期日といたしまして、この条例は令和3年9月1日から施行します。

新旧対照表につきましては、次の27ページ、資料10に添付してございますので御参照願います。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第31号七飯町手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10

議案第32号 七飯町介護保険条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第32号七飯町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 議案第32号七飯町介護保険条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

議案関係資料の28ページ、資料11の七飯町介護保険条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）に基づき行われたところですが、令和3年度に行う減免措置についても国の財政支援が行われることが示されたため、所要の一部を改正するものでございます。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正により、国が用いる新型コロナウイルス感染症の定義が新たに規定されたことから、減免措置の規定と併せて一部改正するものでございます。

2、改正内容についてでございますが、新型コロナウイルスの定義に係る規定の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により減免対象となる納期限の期間を改正するものです。

3、施行期日は、この条例は、公布の日から施行します。

4、経過措置として、この条例による改正後の七飯町介護保険条例附則第9条に規定する保険料の減免は、令和3年4月1日から適用し、この条例による改正前の七飯町介護保険条例附則第9条に規定する保険料の減免は、なお従前の例によるものとします。

なお、新旧対照表につきましては、29ページ、資料12に添付してございますので御参照願います。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第32号七飯町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11

**議案第33号 財産の取得について**

---

○議長（木下 敏） 日程第11 議案第33号財産の取得についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、議案第33号財産の取得について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求めますのでございます。

取得する財産につきましては、総合行政情報システムの機器。

1、財産の名称及び数量につきましては、別紙のとおり記載してございます。

2、契約の方法につきましては、随意契約です。

3、取得金額につきましては2,728万円に、北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額となります。

4、財産の取得先でございますが、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合長、棚野孝夫氏でございます。

5、北海道市町村備荒資金組合への納品業者につきましては、札幌市中央区北3条西2丁目10番地2、株式会社エイチ・アイ・ディ、システム統括本部長、中村好宏氏でございます。

議案関係資料13、ページは30ページになりますが、見積もり合わせの経緯と結果を添付して

おりますので御参照ください。

提案説明は以上となります。議決いただきますよう御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第33号財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12

**議案第34号 冬トピア団地91-1棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について**

---

○議長（木下 敏） 日程第12 議案第34号冬トピア団地91-1棟長寿命化改修建築主体工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、議案第34号冬トピア団地91-1棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、冬トピア団地91-1棟長寿命化改修建築主体工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めますのでございます。

記といたしまして、1、契約の目的は、冬トピア団地91-1棟長寿命化改修建築主体工事。工事の概要は、鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階建て。総延床面積は1,105.18平方メートル。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3、契約金額は、1億945万円。

4、契約の相手方は、鈴木・東商・松栄特定建設工事共同企業体。代表者、亀田郡七飯町字大沼町746番地、株式会社鈴木事業所、代表取締役鈴木進氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面になります。

1枚目の配置図にて赤色で記載している部分が今回の工事箇所となる91-1棟でございます。この団地には10棟の建物があり、今回は9棟目の工事となります。

次のページからは平面図、立面図を添付してございますが、この91-1棟には12戸で構成される住戸となります。

次に主な工事内容になりますが、屋根は、波形スレート板を撤去し、落雪防止屋根へ新設。外壁は、既存の仕上げの外に外断熱塗装仕上げ材を新設。サッシについては、木製のものをアルミ製、アルミ製のものを樹脂製サッシに交換することとします。内部改修については、台所、洗面・脱衣所、床、壁、天井などを撤去し、新設いたします。

また、給排水管の更新に伴う内部改修工事についても、流し台、トイレ、ユニットバス等を撤去し、新設することになります。

続きまして、議案関係資料の31ページ、資料14に冬トピア団地91-1棟長寿命化改修建築主体工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。議決いただきますよう御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第34号冬トピア団地91-1棟長寿命化

改修建築主体工事請負契約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13

議案第35号 令和3年度七飯町一般会計補正予算（第3号）

---

○議長（木下 敏） 日程第13 議案第35号 令和3年度七飯町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第35号令和3年度七飯町一般会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第3号）ですが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,617万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ113億9,239万8,000円とする補正予算額の総額と、第2条は、地方債の追加について第2表に定めるものでございます。

それでは、初めに歳出から御説明申し上げます。11ページをお開き願います。

歳出予算の説明に入る前に、議案右側の説明欄に補正予算額がなく、また事業予算名の下に財源更正と表示されているものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業の財源を追加事業に併せて再配分を行ったことによる財源内訳の変更のみとなりますので、この部分についての説明はあらかじめ省略させていただきますことを御了承願います。

最初に、2款総務費1項1目一般管理費は、国が進める行政手続のオンライン化や押印、対面規制への見直しのため、地方創生臨時交付金を活用して基礎資料を整備する支援業務委託料に429万円を追加。

5目財産管理費は、国の要請により平成28年

3月に策定した公共施設等総合管理計画の見直しが今年度必要となったことから、その見直し更新委託料として143万円を追加。

6目電算管理費は、電算管理費としてインターネット回線の増設により電話料専用回線通信料で4万8,000円、総合行政情報システム改修委託料は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種履歴を記録するシステムの改修委託料に188万8,000円、事務用機器借上料は歴史館の学習室内に設置しているカラー複合機が更新時期を迎えることから54万3,000円を追加し、事業合計で247万9,000円を追加。次に、光ケーブル設置管理費は東大沼地区の別荘地緑の村に光ケーブルを新設することから、光ケーブル等移設工事負担金19万8,000円を追加。

7目企画費は、まちづくり政策事業費として、このたび軍川振興連合会の活動事業が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されたことから、夏祭りに必要な備品購入事業の助成金として250万円を追加。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉総務費（地域福祉）として北海道社会福祉協議会が主催する市民後見人養成研修を受講する町民への補助金として24万円を追加するものですが、この事業には全額道支出金が充当されることとなります。次に、社会福祉総務費（臨時交付金事業）は高齢者・障がい者入所施設職員の定期PCR検査の期間延長に伴う委託料として770万円を追加、介護施設等新規入所者検査委託料は、新たに施設に入所する方を対象としているPCR検査の期間延長に伴うもので80万円の追加、負担金、補助及び交付金で、社会福祉施設等の職員が任意でPCR検査等を受けた場合、その費用を町が補助する期間の延長に伴い、その立て替え払い分の補助金に220万円を追加し、事業合計で1,070万円を追加。

13ページに移りまして、重層的支援体制整備事業費は、地域における生活困窮者支援等のため、共助の基盤づくりの体制整備を進めるための委託料として110万円を追加。

4目障害者福祉費は、地域生活支援事業費とし

て障がい者の運転免許取得費に係る補助として1名分の補助金10万5,000円を追加。

6目社会福祉施設費は、社会福祉施設指定管理費として大川地区にありますひまわりゲートボール場のビニールハウスの一部修繕を早急を実施するための施設修繕料として16万円を追加。

2項1目児童福祉総務費は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に生活支援のための給付金を支給するもので、関連する事務費として会計年度任用職員の時間外手当分の報酬6万7,000円、同じく職員の時間外手当分の職員手当51万2,000円、需用費は消耗品費9万8,000円、印刷製本費1万5,000円、合わせて11万3,000円を追加。役務費は郵便料13万1,000円、手数料11万円、合わせて24万1,000円を追加。負担金、補助及び交付金の特別給付金は1人当たり5万円の給付となることから対象者数を500人と想定し2,500万円を追加、事業合計で2,593万3,000円の追加となりますが、この事業には全額国庫支出金が充当される事業となります。

次に、4款衛生費1項2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業として集団接種時の協力医師等への謝礼金257万8,000円を追加しますが、この事業についても全額国庫支出金が充当される事業であります。

次に、3目環境衛生費は、有害鳥獣対策費としてエンジン駆除件数の増加が見込まれるため、鳥獣被害対策実施隊員報償費に34万円を追加。

4目環境保全対策費は、生活環境対策事業費として一般住宅用合併処理浄化槽の設置件数の増加に伴い、設置整備補助金に236万円を追加。

2項2目塵芥処理費は、廃棄物処理作業車管理費としてクリーンセンターの作業車を早急に修繕する必要が生じたことから、修繕料に60万6,000円を追加。

15ページに移りまして、次に6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度延期した農業委員の先進地視察について、今年度は時期を見ながら実施

するもので、旅費として委員費用弁償に100万円、随同行の職員旅費に10万円を追加し、事業合計で110万円を追加。

次に、3目農業振興費は、農業支援対策事業費として新たに酪農協力員として地域おこし協力隊員を全国から募集するもので、関係する雇用費として会計年度任用職員報酬181万1,000円、同じく期末手当23万4,000円、同じく共済費33万7,000円、同じく費用弁償42万2,000円を追加し、一般事務用消耗品として10万円、会計年度任用職員の住宅借上料に60万5,000円を追加し、事業合計で350万9,000円を追加するものでございます。

次に、4目農地費は、道営農業農村整備事業の実施主体である北海道から費用確定に伴う通知を受け、例年この6月定例会に補正予算として計上しているもので、土地改良総務費は多面的機能支払事業に伴う事務費として消耗品費10万1,000円を追加、事業補助金に6,949万7,000円を追加し、事業合計で6,959万8,000円を追加。次に、道営農業基盤整備事業費は、道営農業農村整備事業負担金として圃場の排水対策として行われている東開発地区、御上谷地地区2か所の整備事業負担金に306万9,000円、農地整備事業負担金（一般農道）は町道上藤城8号線通称城岱スカイラインに係る排水対策の事業負担金に450万円、農業経営高度化支援事業補助金は農地整備を行う際の地元負担の軽減対策に国及び北海道の間接補助を活用して実施するもので、歳入と同額の225万円を追加し、事業合計で981万9,000円を追加。

7款商工費1項1目商工費は、特産品PR事業費として新型コロナウイルス感染症の影響により感染状況を見ながら補正予算計上としたはこだてグルメサーカスへの出店に係る経費で、電気料に1万5,000円、物産展使用器具等借上料に6万2,000円、出店負担金として8万8,000円を追加し、事業合計で16万5,000円を追加。

17ページに移りまして、2目観光費は、国からの地方創生推進交付金を活用して実施する七飯町シティプロモーション事業に関連した補正予算

額でございますが、観光メニューの開発や掘り起こしを目的とした観光PR動画作成等業務委託料に300万円、恋人の聖地を有する全国18の関連市町村がSNSなど各種ソーシャルメディアを活用した基盤を整備し、利用するポータルプラットフォームの整備事業負担金に500万円、恋人の聖地観光協会への負担金として3万円を追加し、事業合計で803万円を追加。

次に、8款土木費2項1目道路橋りょう維持費は、町道等の随時補修工事に580万円を追加。

2目道路橋りょう新設改良費は、久根別3号橋架替事業に伴い歳入還付の変更を行うもので、工事請負費から使用料及び賃借料に同額の1,000万円を振替。

次に、10款教育費1項2目事務局費は、対外競技参加費として新型コロナウイルス感染症の影響により、感染状況を見ながら補正予算計上とした対外競技等参加費補助金に300万円を追加、事務局費臨時交付金事業費は19ページに移りまして、新型コロナウイルス感染症の影響により町立学校の修学旅行がキャンセルとなった場合のキャンセル料として331万円を追加、スクールバス運行費（臨時交付金事業）は新型コロナウイルス感染症の対策として3密回避のためスクールバスを増車して運行しておりますが、その増車期間をさらに延長するための追加額で347万2,000円を追加。

2項1目学校管理費は、校舎等営繕費（小学校）として、これまで藤城小学校及び峠下小学校の学校用務を直営で対応しておりましたが、業務体制の見直しによりこの2校の委託を行うため、学校用務委託料として762万1,000円を追加、校舎等営繕費（臨時交付金事業）は新型コロナウイルス感染症の予防として七重小学校内の和式トイレを洋式トイレに改修するため、小学校環境整備改修工事478万5,000円を追加。

4項社会教育費につきましては、いずれの事業も新型コロナウイルス感染症の影響により感染状況を見ながら補正予算計上とした事業の追加で、1目社会教育総務費は、生涯学習事業費として各種講座の講師謝礼に5万6,000円を追加。

2目文化振興費は、七飯町文化協会補助金に2

00万円を追加、文化講座事業費は公民館講座の講師謝礼に224万円を追加。

次に、5項1目保健体育総務費は、同じく新型コロナウイルス感染症の影響により感染状況を見ながら補正予算計上とした事業の追加で、スポーツ振興総務費は各種スポーツ大会用の消耗品費に10万円、負担金、補助及び交付金でスポーツ振興補助金に110万円を追加し、事業合計で120万円を追加。スポーツ合宿事業費は、合宿誘致に伴う仙台市及び川崎市への活動旅費として18万8,000円、需用費は消耗品費90万1,000円、燃料費ガソリン5,000円、21ページに移りまして、事業用賄費として24万円を追加、役務費は横断幕設置撤去手数料に11万円、使用料及び賃借料は自動車借上料として400万4,000円を追加し、事業合計で544万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

14款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金は、重層的支援体制整備交付金199万7,000円の追加、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金2,593万3,000円の追加。

3目衛生費国庫補助金は、保健衛生費補助金として定期接種マイナンバー情報連携体制整備補助金7万3,000円、新型インフルエンザ等予防接種記録システム改修補助金40万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金に665万9,000円を追加し、合わせて713万5,000円の追加。

6目商工費国庫補助金は、地方創生推進交付金400万円の追加。

15款道支出金2項2目民生費道補助金は、権利擁護人材育成事業費補助金24万円の追加。

4目農林水産業費道補助金は、農業費補助金として農業経営高度化支援事業補助金225万円、北海道多面的機能支払事業補助金5,261万3,000円、鳥獣被害防止総合対策事業補助金14万円、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金91万円を追加し、合わせて5,591万3,000円の追加。

3項5目農林水産業費委託金は、道営農業農村

整備事業監督等補助業務委託金60万6,000円の追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、収支調整分の財源として8,030万2,000円の追加。

20款諸収入5項4目雑入は、諸実費徴収金として公民館講座受講料74万円の追加、雑入として農業支援対策事業の会計年度任用職員の雇用に伴う保険料個人負担金として6,000円、コミュニティ助成事業助成金は歳出と同額の250万円を追加し、合わせて250万6,000円の追加。

21款1項町債は、9ページに移りまして4目農林水産業債として歳出予算の道営農業基盤整備事業費の増額に伴い、農業農村整備事業債680万円を新たに追加するものでございます。

続きまして、この町債の追加に係る地方債補正の説明といたしまして、3ページにお戻り願います。

第2表、地方債補正の追加となりますが、追加となるのは先ほど説明しました道営農業基盤整備事業の地方債として農業農村整備事業債を追加し、限度額を680万円に定めるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、議案に記載のとおりでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは1点だけ、一般の22ページであります。

ここで会計年度任用職員の給与費に対する臨時交付金事業という形で、国や道からの助成が445万1,000円という形で出されております。これ非正規の職員に対する補助ということになるわけですが、臨時交付金といいますので今回だけなのか、それともこういう国や道からの支出金というのは、こういう非正規に対しての支出といいますか補助というか、これがこれまでも行われてきたのか今回だけなのかというのがまず1

点になります。

それから、今回、会計年度任用職員の給与費ということでいいますと、全体的には15億円を超える金額ということになっておりますけれども、会計年度任用職員、この金額で実際何人の雇用というふうになっているのか、その人数というのは町の雇用といえますか職員の全体でいいますと、何割というか何パーセントの割合になっているのか、この辺についてまず1点お願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） このたび補正予算として、今回は会計年度任用職員の追加の事業費は上がっておらず、こちら新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金3次充当事業に対しまして、新たに追加補正を行った事業があります。これを含めまして、これに当たっている事業費に充当されている財源の配分を再配分を行ったことによって、この補正予算としては補正額の財源内訳が変更されているということだけの補正の内容となります。

ちなみにこの会計年度任用職員で臨時交付金事業を充当している対象としている人数と金額につきましては、こちら5名分の会計年度任用職員を雇用するとして計上しております。金額につきましては1,454万9,000円です。これの財源内訳が今回変更になったということになりますので、この件についての質問は御理解いただきたいと思えます。

この15億円というのは補正前の額で、補正額がゼロ、15億円にありましたこちらは特別職、一般職含めた金額の総額として15億円になります。

その内訳につきましては、ちょっと今こちらの手元にございませぬので、詳細な回答につきましてはこの場ではちょっとお答えできませんけれども、この内容につきましては会計年度任用職員、一般職、特別職を含んだ金額ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今回この人数的なものは5

名という答弁でしたけれども、町で雇用している会計年度任用職員、今何人いて、今回は15億円云々というのは職員を含めたというような形で言いましたけれども、もう一度その辺ちょっと確認したいのですけれども、どうなっていますか。

○議長（木下 敏） 上野議員に申し上げますけれども、今の質問で、要は職員費、当初予算でみている15億円というのは、先ほど課長が答弁したとおり特別職、正職員、あと任用職員、全部の給与所得ですよということを答弁しているのですけれども、その詳細を今回の補正予算の審議の中での必要性、何か問題があるということで今質問されているのかそこだけ。

もし、それが問題があるというのであれば、きちっと暫時休憩して資料とって、きちっと説明させますけれども、その点だけちょっと。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 問題があるというのではなくて、今回この機会にこの会計年度任用職員が全体のどのぐらいの雇用になっているのか、関連でお伺いしたいということで質問したのですけれども、それはだめでしょうか。

○議長（木下 敏） 上野議員に申し上げます。

一応、補正予算で財源更正が良くないとか、補正している内容が良くないというのであれば分かるのですけれども、関連でその数字だけを正職員の数が何人で15億円の当初予算、それは当初予算の予算審査特別委員会の中でもきちっと聞いているし、決算予算で資料も出ている案件なので、今回はその部分はなじまないということで違う形での質問に差し替えてください。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第35号令和3年度七飯町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下 敏) 暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

### 追加日程の報告

○議長(木下 敏) 本日、休憩中に議会運営委員会を開き、議事日程について協議いたしましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

中川委員長。

○議会運営委員長(中川友規) それでは、報告いたします。

休憩中に議会運営委員会を開き、議事日程について協議しましたので、その内容について報告いたします。

本日予定しておりました議案審議が円滑に進んでいることから、6月9日の日程で予定されております報告第2号令和2年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について、報告第3号令和2年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号令和2年度七飯町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について、発議案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書、発議案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書及び閉会中の委員会活動の承認について、以上の日程をお手元に配付した議事日程のとおり本日の日程に追加したいと思います。

なお、本定例会に附議された残りの案件は本日2日目で審議することとなり、当初の会期は6月9日までの3日間でありましたが、全ての審議が終了した場合、会期を繰り上げ、本日までの2日間に変更いたします。議員各位及び説明員の方々の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

### 追加日程の議決

○議長(木下 敏) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会から報告のあったとおり、報告第2号令和2年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について、報告第3号令和2年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号令和2年度七飯町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について、発議案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書、発議案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書及び閉会中の委員会活動の承認についてを日程に追加し、追加日程第1から第6までとしてそれぞれ議題にしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号、報告第3号、報告第4号、発議案第4号、発議案第5号及び閉会中の委員会活動の承認についてを日程に追加し、追加日程第1から第6までとしてそれぞれ議題とすることに決定いたしました。

#### 追加日程第1

#### 報告第2号 令和2年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について

○議長(木下 敏) 追加日程第1 報告第2号令和2年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長(中村雄司) それでは、報告第2号令和2年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告いたします。

2ページの理事会議案第1号、令和2年度事業報告についてを御覧ください。

令和2年度に実施しました事業内容について御説明いたします。

ページを開きまして、初めに3ページの1、国際交流に関する調査及び研究並びに人材育成でございます。

(1) 地域国際理解教室と(2) 地域国際交流事業、ジェネシス韓国大学生訪日団再誘致事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期しております。(3)の七飯町の姉妹都市コンコード町との交流支援により国際交流活動のPRを行っております。

次に、2、国際交流を促進するための各種行事、研修及び人物交流等の実施でございます。

3ページから5ページになります。

(1) 一般住民や小学生対象の英会話講座、韓国語講座、キッズ英会話講座につきましては、新型コロナウイルスの状況に応じ、中止または規模を縮小し実施しております。外国人講師による外国の料理、文化、習慣、食生活までの外国料理講座は開催中止となっております。

(2) 地域住民の国際化理解の高揚を図るため、ホームステイで受け入れるワールドラーニング国際交流プログラムも中止となっております。

続いて(3) 国際交流活動としまして、森の町立濁川小学校で国際化理解の教室や日本国際語学アカデミー留学生に大沼サイクリング体験を実施しました。

次に6ページ、3、地域の国際交流団体との連携、協力及び活動の振興でございます。

各種事業に対する助成につきましては、1件の予定でしたが開催中止となりました。連携につきましては、道南地域の各種団体と協力し相互理解と共催で事業を行うほか、セミナーに参加し理解と連携の強化を図っております。

次に4、大沼国際セミナーハウス等の国際交流施設の広報、宣伝活動及び学会、研修会の誘致、6ページから8ページでございます。

(1) 施設PRを目的に7ページに記載した各種イベントを開催しております。ページ下段の横須賀の音楽交流5周年記念事業は、コミュニ

ティー事業として宝くじ助成金で実施を予定して準備を進めておりましたが、コロナの影響により開催中止となりました。

続いて8ページを御覧ください。

(2) 旅行代理店と連携したツアー企画は中止となりましたが、函館大沼プリンスホテル様、株式会社JALパック様と連携し、施設利用促進を図りました。

次に5、大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の受託、その他委託を受けて行う事業でございます。8ページから9ページでございます。

指定管理者として、大沼国際セミナーハウス及び大沼森林公園の施設維持管理業務を受託し、施設の維持管理業務を行っております。

新たな取組としましては、コワーキングスペースの設置、国際会議室の多様な利用方法の提案などにより利用促進を図りました。また、大沼森林公園においては、デイキャンプ利用のための準備をしております。

次に6、自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施並びに推進としましては、大沼森林公園自然観察会、園児を対象としたもりのさんぽ、バード・カーヴィング講座は中止となっております。

次に7、その他。

この法人の目的を達成するために必要な事業でございます。10ページを御覧ください。

(1) 新規ボランティア登録につきましては、各種事業中止の影響で困難でしたが大沼森林公園の遊歩道案内板設置や散策路整備などを実施しております。

次に、11ページを御覧ください。

(2) 道南エリアの新規ホームステイ先の確保は、事業延期に伴いできませんでした。

次に(3) 各種助成金の活用については、大沼地域関係者と連携し申請をいたしました。誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成は不採択、2021年度安全事業に関する助成は採択され、令和3年度の事業として開催の予定でございます。

(4) 賛助会員募集事業は、令和3年3月末日現在で個人会員が272名、団体会員が73団体



でございます。

(5) 協会の会報を2回発行し、事業報告、行事の案内を行っております。

次に、12ページにかけましては、理事会評議委員会等の開催実績を記載しておりますので、併せて御覧ください。

続いて、13ページの令和2年度の利用状況でございます。

年間の利用件数は93件で前年度に比べ78件の減、利用者総数は2,103人で前年度に比べ6,442人の減で、事業の中止や会議利用の予約キャンセルなど新型コロナウイルスの影響による大幅な減少となっております。

各月、各室ごとの詳細は資料を御覧ください。

事業報告の御説明は以上でございます。

続きまして、理事会議案第2号令和2年度決算報告についてを御覧ください。

初めに、15ページの令和2年度収支計算書について御説明いたします。

まず収入の部でございますが、収入額を御覧いただきたいと思っております。基本財産運用が4,43万5,783円、団体及び個人会員の会費が1,99万4,000円、自主事業が58万7,525円、施設管理受託事業が2,959万9,000円、施設運用事業が15万6,060円、受取利息796円、雑収入が4万6,464円でございます。収入の内訳は備考欄を御覧ください。

当期収入合計が3,681万9,628円、前期繰越収支差額が379万3,387円、収入合計は4,061万3,015円でございます。

次に、16ページ支出の部でございます。支出額を御覧ください。

自主事業費の計が81万4,401円、施設管理受託事業費の計が2,984万4,593円、管理費の計が303万9,828円、退職給与引当預金が53万7,000円、以上の支出合計が3,423万5,822円となり、当期収支差額が258万3,806円、次期繰越収支差額は637万7,193円でございます。

次に17ページの令和2年度正味財産増減計画書でございます。当年度を御覧ください。

Iの一般正味財産増減の部、下段のIの一般正

味財産期末残高が637万7,193円。

IIの指定正味財産増減の部、基本財産に当たりますが指定正味財産期末残高として3億6,381万円。

IIIの正味財産期末残高の部、Lの正味財産期末残高が3億7,018万7,193円でございます。

次に18ページの令和2年度貸借対照表でございます。当年度を御覧ください。

Iの資産の部、Aの流動資産合計額とBの基本財産合計額とCの特定資産合計額を合わせたEの資産合計額は3億7,294万7,306円でございます。

次に、IIの負債の部で、Fの流動負債合計11万9,493円とJの固定負債合計264万620円を合わせたKの負債合計は276万113円でございます。

次に、IIIの正味財産の部で、Lの指定正味財産3億6,381万円とMの一般正味財産637万7,193円を合わせたNの正味財産合計は3億7,018万7,193円となり、Oの負債及び正味財産合計は3億7,294万7,306円でございます。

次に、19ページの令和2年度財産目録でございますが、貸借対照表の科目別内訳となっておりますので御覧ください。

次に、20ページの令和2年度計算書類に対する注記でございますが、1の重要な会計方針として、引当金の計上基準につきましては、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上しております。また、資金の範囲につきましては現金、預貯金、預かり金を含めております。

2の基本財産の増減及び残高ですが、当期末残高は3億6,381万円でございます。

3の次期繰越金収支差額につきましては、前期末残高が379万3,387円、当期末残高が637万7,193円でございます。

4の収支計算書の流用ですが、記載のとおりでございます。

最後になりますが、21ページが監査結果となっております。

報告第2号令和2年度一般財団法人北海道大沼

国際交流協会事業報告及び決算報告について、以上報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

---

#### 追加日程第2

#### 報告第3号 令和2年度七飯町一般会計 繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（木下 敏） 追加日程第2 報告第3号 令和2年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、報告第3号令和2年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和2年度七飯町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の金額のうち、翌年度に繰り越した額を地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

令和2年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

このたびの繰越計算書については、令和2年度の予算において、繰越明許事業の設定、事業費の変更による金額補正などで議決をいただき、年度内に入札執行が完了したもの、または事業準備中もしくは廃止により翌年度へ繰り越す額が決定したことから、議会へ報告する計算書となります。

繰越明許事業として設定した2款総務費1項総務管理費の高度無線環境整備推進事業の翌年度繰越額は1,989万円、次に、4款衛生費1項保健衛生費の出産支援給付金事業は、支給基準日の出生がなく申請がなかったため廃止、次に、8款土木費2項道路橋りょう費の橋りょう長寿命化改良事業の翌年度繰越額は1,800万円、同じく5項住宅費の本町上台団地整備事業の翌年度繰越

額は4,029万6,000円、同じく桜B団地整備事業の翌年度繰越額は3,611万円、最後に、9款1項消防費の防災行政無線整備事業の翌年度繰越額は4億8,663万3,000円で、繰越明許設定6事業から1事業を除いた5事業について、令和3年度一般会計へ繰越し、繰越明許事業の総額を6億92万9,000円とするものでございます。

なお、設定金額と翌年度繰越額の差額は入札執行による事業費の減額であり、繰越額の財源内訳は記載のとおりとなります。

以上で、令和2年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

---

#### 追加日程第3

#### 報告第4号 令和2年度七飯町下水道事業 会計繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（木下 敏） 追加日程第3 報告第4号 令和2年度七飯町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、報告第4号令和2年度七飯町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和2年度七飯町下水道事業会計繰越明許費に係る歳出予算金額のうち、翌年度に繰り越した額を地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページを御覧願います。

令和2年度七飯町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回の計算書につきましては、令和2年度の予算の建設改良費について、その一部を令和3年度において繰越して執行するもので、内容は北海道

が行う函館湾流域下水路整備事業の繰越しに伴う七飯町負担分の繰越しとなっております。

1 款資本的支出 1 項建設改良費の流域下水道整備事業負担金の翌年度繰越額は 9 1 8 万 7, 5 0 0 円でございます。

以上、令和 2 年度七飯町下水道事業会計の繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

---

#### 追加日程第 4

#### 発議案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書

---

○議長（木下 敏） 追加日程第 4 発議案第 4 号地方財政の充実・強化に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○16 番（川上弘一） それでは、発議案第 4 号地方財政の充実・強化に関する意見書について、読み上げまして提案説明に替えさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第 1 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和 3 年 6 月 7 日、七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議会議員川上弘一。

賛成者、七飯町議会議員田村敏郎議員、坂本繁議員、澤出明宏議員、長谷川生人議員、横田有一議員。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

新型コロナウイルスにより、今、地方自治体には新たに多くの行政需用が発生しています。

ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた国民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。

それと同時に、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需用もこれまで以上に高まりつつあります。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年では大規模な災害なども多発しています。

こうした地方の財源対応について、2021年度の地方財政計画までは2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保してきました。

しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか大きな不安が残されております。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需用なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう国に対し、以下の事項の実現を求めるものでございます。

記。

1、社会保障、防災、環境、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染対応業務を含めたより全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業と、また地域経済の活性化まで踏まえた確実な財源措置を図ること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。

4、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

5、住民の命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の国費対象事業の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第5

**発議案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書**

---

○議長（木下 敏） 追加日程第5 発議案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 読み上げて提案をいたします。よろしくお願ひします。

発議案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書であります。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和3年6月7日、七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議会議員平松俊一。

賛成者、七飯町議会議員澤出明宏議員、上野武彦議員、中島勝也議員、川上弘一議員、畑中静一議員、神崎和枝議員、池田誠悦議員であります。

本文読み上げます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育て、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。さらに2050年までには温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収減対策を積極的に推進する責務を担うことが必要であります。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐、路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進

に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成など必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出いたします。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第6

閉会中の委員会活動の承認について

---

○議長（木下 敏） 追加日程第6 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

委員会申出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員会申出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

---

### 閉 会 の 議 決

---

○議長（木下 敏） お諮りいたします。

本定例会に附議された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

---

### 閉 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） これをもちまして、令和3年第2回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時34分 閉会

